

### 3. 地域の特性

#### 3.1 地域の自然的状況

地域の自然的状況については、図-3.1 に示すとおり南摩ダム及び大芦川取水・放流工を含む思川の清洲橋の集水域及び黒川取水・放流工を含む黒川の貝島橋の集水域(以下「自然的状況の調査範囲」という。)を対象に、以下の項目について整理しました。

ただし、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況のうち景観については、ダム堤体からダムの堤頂長(350m)の約100倍である半径40kmの範囲を対象としています。

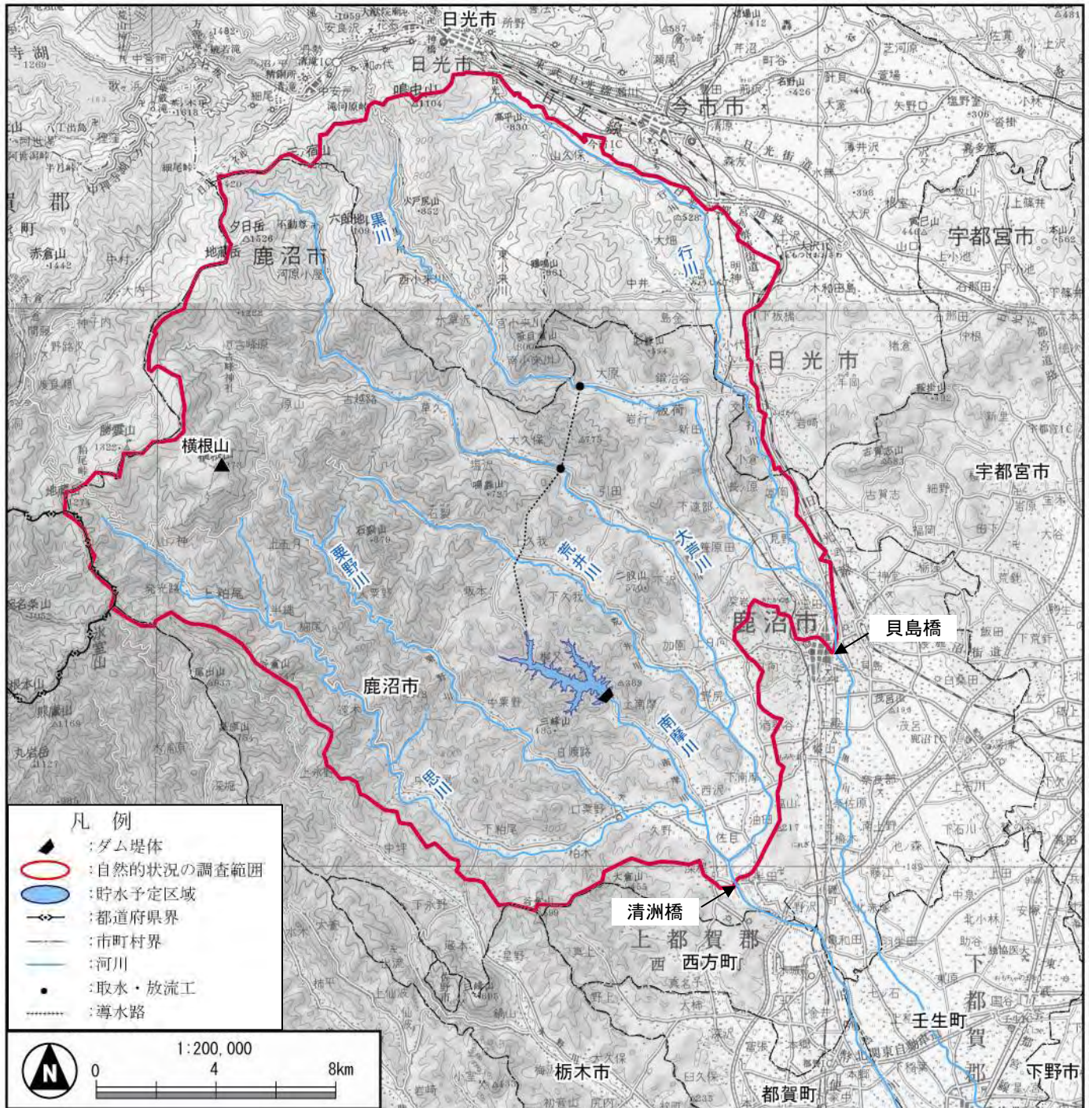


図-3.1 自然的状況の調査範囲

### 3.1.1 大気環境の状況

#### (1) 気象

自然的状況の調査範囲には、南摩ダム総合気象観測所を設置しており、風向及び風速の調査については、別途2カ所の調査地点（引田・下大久保集落、板荷集落）でも実施しています。なお、気温、湿度及び降水量の調査は平成10年から、風向及び風速の調査は平成13年から実施しています。

南摩ダム総合気象観測所における平成10年から平成18年までの年平均気温は11.9℃、月平均の最高気温は24.7℃（平成11年8月）、最低気温は-2.0℃（平成18年1月）、年平均湿度は87.3%、年間平均降水量は1,727mm、年間最多降水量は2,104mm（平成10年）、年間最少降水量は1,465mm（平成15年）でした。また、平成13年から平成18年までの年間平均風速は0.5m/sで、北西の風が卓越していました。

#### (2) 大気質

自然的状況の調査範囲では、栃木県が一般環境大気及び自動車排出ガスの調査を2カ所（鹿沼市役所測定局、鹿沼市府所歩道橋測定局）で実施しており、機構は降下ばいじん量の調査を2カ所（上南摩町集落調査地点、引田・下大久保集落調査地点）で実施しています。

栃木県の調査によると、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準値<sup>\*1</sup>を満足しています。また、降下ばいじん量については、上南摩町集落では平均2.6t/km<sup>2</sup>/月、引田・下大久保集落では平均2.4t/km<sup>2</sup>/月であり、平成19年4月には調査期間中で最大となる4.7t/km<sup>2</sup>/月（上南摩町集落）、7.5t/km<sup>2</sup>/月（引田・下大久保集落）を記録しました。

#### (3) 騒音

自然的状況の調査範囲では、平成18年10月に9地点で騒音の現地調査を実施しています。

集落内の調査地点では環境基本法に基づくCタイプの環境基準値<sup>\*2</sup>、道路の沿道の調査地点では環境基本法に基づく幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値<sup>\*3</sup>を満足しています。

#### (4) 振動

自然的状況の調査範囲では、平成18年10月に6地点で振動の現地調査を実施しています。

調査地点は、振動規制法（昭和51年法律第64号）の規定に基づく道路交通振動の要請限度の区域の指定を受けていませんが、同規定の第1種区域における要請限度<sup>\*4</sup>と比較した場合、いずれも要請限度を満足しています。

\*1：浮遊粒子状物質は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

二酸化窒素は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

\*2：昼間は60dB以下、夜間は50dB以下であること。

\*3：昼間は70dB以下、夜間は65dB以下であること。

\*4：昼間は65dB以下、夜間は60dB以下であること。

### 3.1.2 水環境の状況

#### (1) 水象

南摩川は、鹿沼市上南摩町の山地にその源を発し、山地及び谷底平野を流れ、思川に合流する利根川水系一級河川です。

また、思川は、鹿沼市発光路にその源を発し、鹿沼市南東部で栗野川、南摩川及び大芦川、壬生町で黒川、小山市で姿川と合流し、渡良瀬遊水地で渡良瀬川に注ぐ利根川水系一級河川です。



南摩川（鹿沼市西沢町付近）



思川（鹿沼市北半田付近）

#### (2) 水質

南摩川の水質調査結果によると、南摩ダムサイト地点における水質は、健康項目及び生活環境項目のほとんどの項目において環境基準値\*1を満足していますが、pH、BOD及び大腸菌群数の一部に基準値を満足していない結果もみられます。

なお、南摩ダムサイト地点におけるBODの経年変化をみると、75%値\*2はいずれも環境基準値を満足しています。

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

自然的状況の調査範囲における土壌及び地盤の状況は、「土地分類図（土壌図）栃木県（経済企画庁 昭和 49 年）」によると、山地及び丘陵地の土壌として褐色森林土壌（黄褐色系を含む）、乾性褐色森林土壌及び灰色低地土壌が広い範囲に分布しており、一部に台地及び低地の土壌として黒ボク土壌、黒ボクグライ土壌、粗粒灰色低地土壌等が分布しています。

事業実施区域及びその周辺は、褐色森林土壌が大半を占めており、南摩ダム下流の南摩川沿いには粗粒灰色低地土壌が分布しています。

\*1：健康項目及び生活環境項目の環境基準値はP5-10及び11に整理した。

\*2：一年間で得られたすべての日平均値を、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値のこと。

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形

自然的状況の調査範囲における地形は、「土地分類図（地形図）栃木県（経済企画庁昭和49年）」によると、大部分が山地に属しており、大起伏山地、中起伏山地、大起伏丘陵、小起伏丘陵及び砂礫台地等によって形成されています。

事業実施区域及びその周辺は、足尾山地に属し、多くは中起伏山地及び小起伏山地が分布していますが、一部に砂礫台地や山腹緩斜面が分布しています。利根川水系渡良瀬川の支川思川は、足尾山地の東向斜面の傾斜面を南東へ流下します。

なお、自然的状況の調査範囲では、重要な地形が1カ所確認されています。

#### (2) 地質

自然的状況の調査範囲における地質は、「土地分類図（地形図）栃木県（経済企画庁昭和49年）」によると、固結堆積物の砂岩粘板岩互層、砂礫互層、輝緑凝灰岩及びチャート等、火山性岩石のローム等、深成岩の花崗岩質岩石により形成されています。また、自然的状況の調査範囲には、大規模な断層は存在しません。

事業実施区域及びその周辺は、固結堆積物の砂岩粘板岩互層、砂礫互層及びチャートが大半を占めており、南摩川、荒井川などの河川沿いでは、未固結堆積物である砂礫が分布しています。

なお、自然的状況の調査範囲では、重要な地質が3カ所確認されています。

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物

調査により、事業実施区域及びその周辺において、コウモリ類、ネズミ類、ホンドジカ等の哺乳類、サギ類、カモ類、猛禽類等の鳥類、カナヘビ、シマヘビ、ヤマカガシ等の爬虫類、ハコネサンショウウオ、トウキョウダルマガエル、カジカガエル等の両生類、カワムツ、ヤマメ、カジカ等の魚類、トンボ類、バッタ類、チョウ類等の昆虫類、貝類、エビ・カニ類、水生昆虫類等の底生動物、オナガグモ、ホシミドリヒメグモ、ユノハマサラグモ等のクモ類、オカモノアラガイ、ヒカリギセル、ニッポンマイマイ等の陸産貝類を確認しました。

#### (2) 植物

事業実施区域及びその周辺は、栃木県の南西部、標高140～770mに位置しており、気候帯でいえば冷温帯、暖温帯気候下にあります。標高450m～600m以下の低地では、暖温帯に成立するヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯）が広がり、それ以上の標高ではブナ・イヌブナ等の冷温帯に成立するブナクラス域（落葉広葉樹林帯）が広がる地域です。

植生調査では、スギ・ヒノキ植林が大半を占めており、ついで二次林のクリーコナラ群落が大きな面積を占めていることを確認しました。また、南摩川沿いには水田や畑等の耕作地が分布していました。

また、相調査では、シダ類、イネ類、ラン類等の種子植物・シダ植物等、藍藻類、珪

藻類、緑藻類等の付着藻類、ケチョウチンゴケ、イトゴケ、イチョウウキゴケ等の蘚苔類を確認しました。



スギ・ヒノキ植林



クリーコナラ群落

### (3) 生態系

事業実施区域周辺の陸域ではスギ・ヒノキ植林が大半を占めており、次いで二次林のクリーコナラ群落等で構成される落葉広葉樹林（壮齢林）が分布しています。また、谷底平野には南摩川や荒井川、大芦川、黒川等が流れており、河川沿いには水田や畑等の耕作地環境が分布しています。

食物連鎖の観点からみると、この様な生息・生育環境では落葉広葉樹林（壮齢林）やスギ・ヒノキ植林、耕作地環境、河川域等を構成する植物及び落葉、落枝等並びにそれらを餌とする昆虫類等の無脊椎動物が生態系の底辺を支えています。その上位に魚類や両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類等が生息しており、クマタカ等の猛禽類が最上位に位置しています。

陸域の生態系の特徴を典型的に現す「落葉広葉樹林（壮齢林）」、「スギ・ヒノキ植林」及び「耕作地環境」の概要は以下に示すとおりです。

#### 【落葉広葉樹林（壮齢林）】

貯水予定区域の右岸側等、斜面上部から尾根にかけてパッチ状に分布しています。階層構造は、高木層、亜高木層、低木層、草本層の4層からなり、コナラが優占しています。この環境に生息する動物としては、藪等に潜むヤブサメ、ウグイス等の鳥類、薪や伐採木などに集まるウスモンツツヒゲナガゾウムシや、枯れ木に生じたカワオソタケ等多孔菌のキノコにみられるキノコヒラタケシキスイ等の昆虫類があげられます。

#### 【スギ・ヒノキ植林】

貯水予定区域周辺に広く分布しています。高木層にはスギまたはヒノキが優占し、低木層にはアブラチャン、コゴメウツギ等の落葉広葉樹が点在しています。この環境に生息する動物としては、環境の選択性が低いアカネズミ、ヒメネズミ等のネズ

ミ類やイノシシ、ホンドジカ等の哺乳類、ヒヨドリ、シジュウカラ、メジロ等の鳥類、トカゲ、カナヘビ、シマヘビ等の爬虫類、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル等の両生類、エサキオサムシ、オオスジコガネ、シロテンキノメイガ等の昆虫類があげられます。

#### 【耕作地環境】

水田や畑等からなり、ダム堤体より下流を中心として南摩川沿いに広く分布しています。この環境に生息する動物としては、開けた環境を好むツバメ、カワラヒワ、スズメ等の鳥類、水田を繁殖に利用するトウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル等の両生類があげられます。

南摩川、大芦川及び黒川では、「源流的な河川」、「溪流的な河川」、「中流的な河川」及び「谷底平野を流れる小規模な河川」の4種類の形態をみることができます。河川域の生態系の特徴を典型的に現すこれらの4区分の概要は以下に示すとおりです。

#### 【源流的な河川】

南摩川の最上流部やその支川の上流部にみられます。河川形態は Aa I から Aa II 型で、概ね早瀬と淵が連続しています。谷筋に沿って、落葉広葉樹林やスギ・ヒノキ植林内を流れています。これらの樹木が日光を遮り夏季の水温上昇を抑制すると共に、落葉落枝、落下昆虫といった水生生物の餌を供給しています。河床には、シロハラコカゲロウ、*Micropsectra* 属（ユスリカ科）、*Polypedilum* 属（ユスリカ科）等が生息し、これらを餌としてカジカ、ヤマメ等の魚類、ミソサザイ等の鳥類が生息しています。

#### 【溪流的な河川】

大芦川及び黒川の調査地域上流部にみられます。河川形態は Aa II 型から Aa-Bb 移行型で、早瀬と淵が連続する渓谷的な区間が大部分を占め、谷底平野に集落がみられる里山的な区間も一部にみられます。崖地上部に落葉広葉樹林やスギ・ヒノキ植林、一部の川原にはツルヨシ等の草地がみられます。河床にはシロハラコカゲロウ、*Ecdyonurus* 属（ヒラタカゲロウ科）、フタバコカゲロウ等が生息し、これらを餌としてカワムツ、ウグイ、ヤマメ等の魚類、カワガラス等の鳥類が生息しています。また、魚類を餌としてヤマセミ等の鳥類が生息しています。

#### 【中流的な河川】

大芦川及び黒川の調査地域下流部にみられます。河川形態は Aa-Bb 移行型から Bb 型で、平瀬、早瀬、淵が連続し、川幅が広く砂州が形成されています。河道は耕作地が広がる開けた場所や市街地に位置し、開けた川原にはヤナギ類やツルヨシ等が生育しています。河床にはミジカオフタバコカゲロウ、シロハラコカゲロウ、トビイロコカゲロウ等が生息し、これらを餌としてオイカワ、カワムツ、ウグイ、タモロコ、ヤマメ、カジカ等の魚類が生息しています。また、昆虫類、魚類等を餌とし

てイカルチドリ、ダイサギ、アオサギ等の鳥類が生息しています。

#### 【谷底平野を流れる小規模な河川】

南摩川やその支川の下流部にみられます。河川形態は Aa-Bb 移行型で、平瀬、早瀬、淵が連続し、谷底平野を縫うように流れています。流量は少なく、冬季に伏流する場所もあります。河岸は護岸されている場所が多く、周辺には落葉広葉樹林やスギ・ヒノキ植林、一部の川原にはツルヨシ等の草地がみられます。河床にはシロハラコカゲロウ、*Antocha* 属（ガガンボ科）、ヒゲナガカワトビケラ等が生息し、これらを餌としてアブラハヤ、ウグイ、ヤマメ、カジカ等の魚類、カワガラス等の鳥類が生息しています。

### 3.1.6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### (1) 景観

自然的状況の調査範囲における自然景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 日本自然景観関東版（環境庁 平成元年）」において自然景観資源として選定されている火山群、火山、火山性高原、流れ山群、非火山性高原、非火山性弧峰、峡谷・溪谷、河成段丘、名勝等が分布しています。また、日光市にある華厳瀑中宮祠（中禅寺湖）湖畔は、文化財保護法（昭和25年 法律第214号）に基づく名勝に指定されています。

なお、これらの自然景観資源は、事業実施区域及びその周辺には分布していません。

#### (2) 人と自然との触れ合いの活動の場

自然的状況の調査範囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、出会いの森総合公園、大芦川 F&C フィールドビレッジ、山の神バンガロー等の公園やキャンプ場等があります。

なお、これらの施設は事業実施区域及びその周辺には分布していません。

### 3.2 地域の社会的状況

地域の社会的状況については、図-3.2 に示すとおり自然的状況の調査範囲を含む市町村である鹿沼市及び日光市（以下「社会的状況の調査範囲」という。）を対象に、以下の項目について整理しました。

ただし、産業廃棄物の最終処分場及び再資源化施設の状況については、ダム堤体から半径 50km の範囲を対象としています。

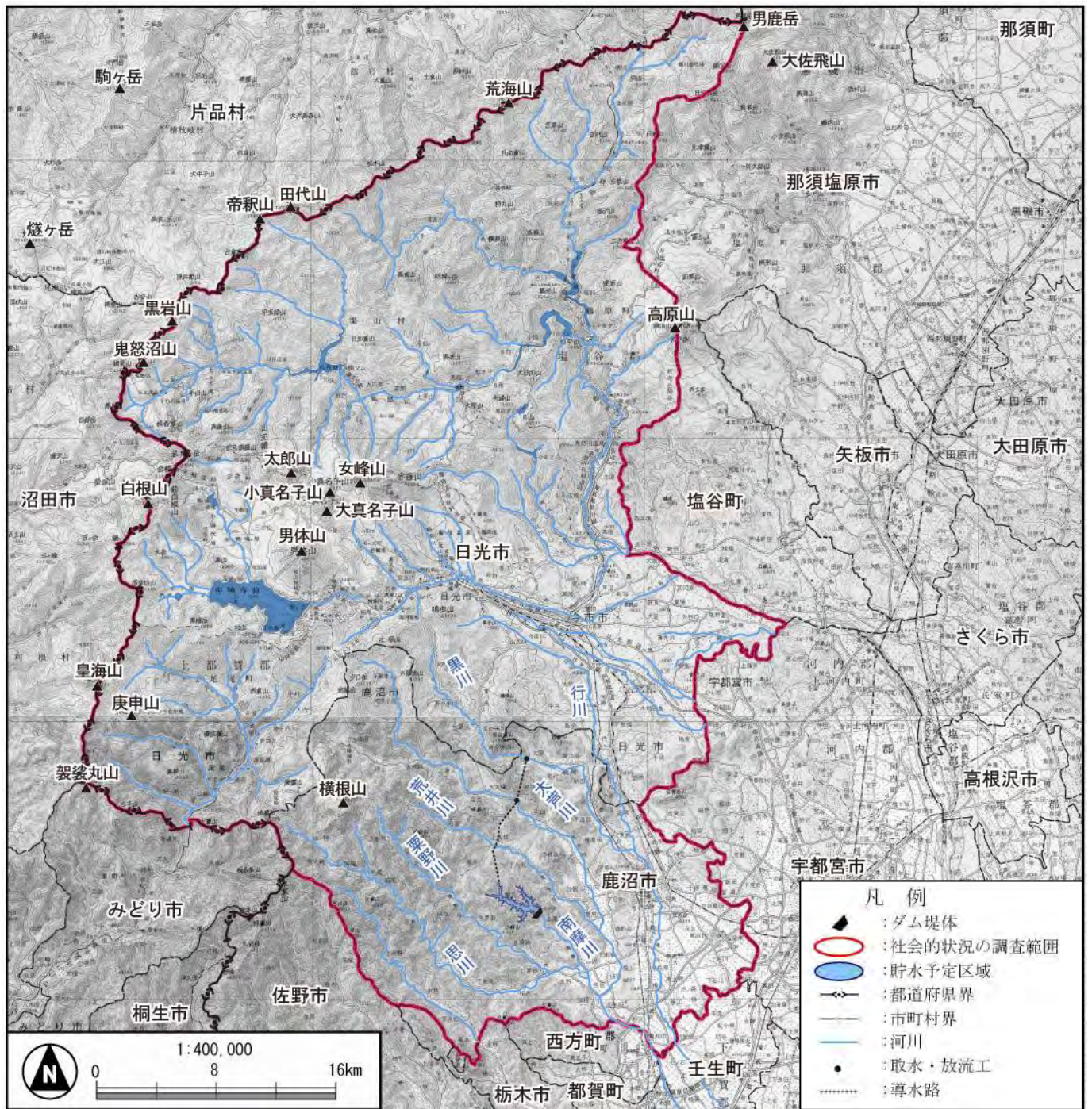


図-3.2 社会的状況の調査範囲



### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口

社会的状況の調査範囲における人口は、国勢調査（総務省統計局 平成 17 年）によると、鹿沼市が 104,148 人、日光市が 94,291 人となっています。昭和 40 年～平成 17 年までの人口の推移は表-3.1 に示すとおりです。人口の推移を見ると、それぞれ増減はみられますが、鹿沼市は増加傾向、日光市は減少傾向となっています。

また、鹿沼市及び日光市における平成 17 年の年齢階層別の人口は図-3.3 に示すとおりで、概ねつぼ型の人口構成をしています。

表-3.1 人口の推移

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
鹿沼市	89,928	89,196	92,924	95,999	98,820	101,098	104,019	104,764	104,148
日光市	106,916	99,415	96,404	97,515	96,634	96,859	99,988	98,143	94,291

資料 1) 昭和 40 年：人口 200 万人到達記念栃木県人口累計統計書 200 万人へのあゆみ（栃木県企画部 平成 10 年）

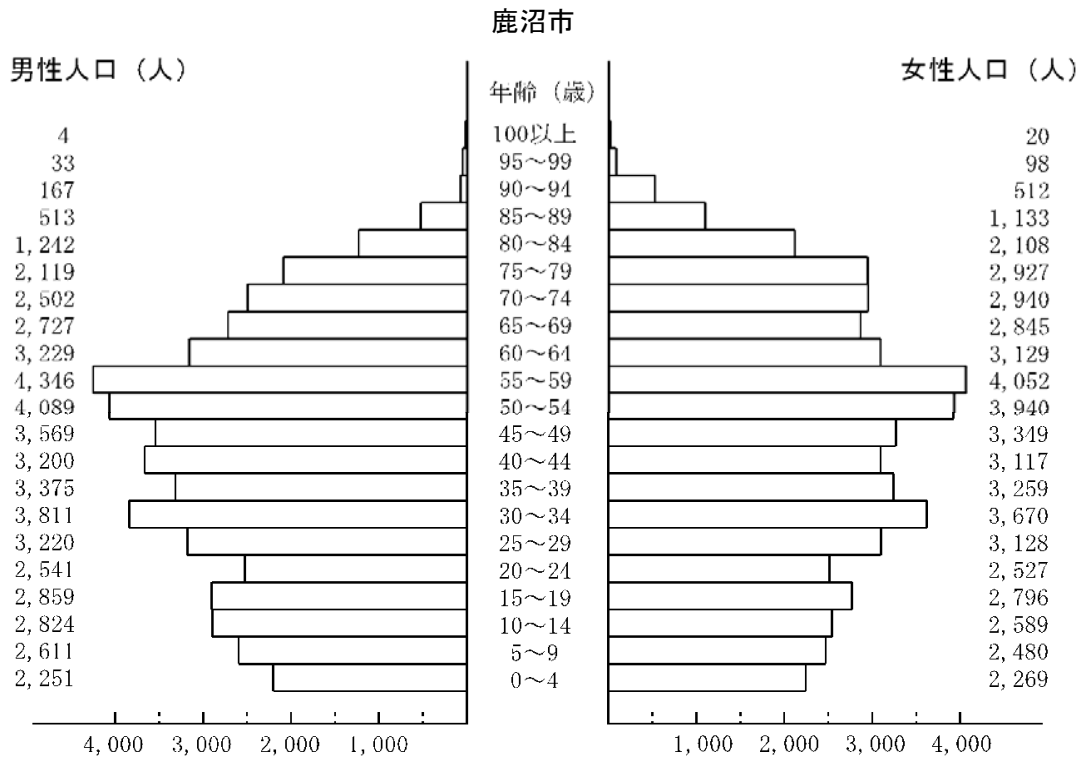
2) 昭和 45 年～平成 17 年：栃木県市町村要覧（栃木県地方自治研究会 平成 7 年、19 年）

\*いずれの文献も国勢調査結果内容

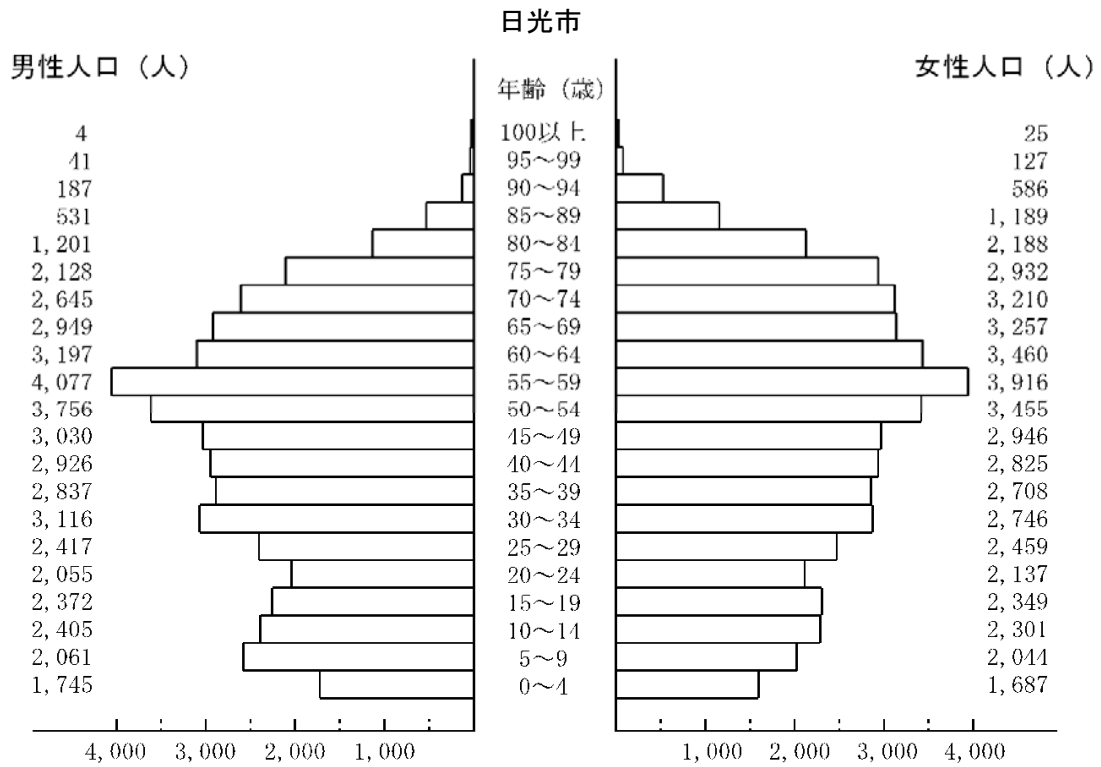
注 1) 鹿沼市は平成 18 年に粟野町と、日光市は平成 18 年に今市市、藤原市、足尾町、栗山村と合併しており、各年度においてそれぞれの市町村を合計した数値を示している。

#### (2) 産業

社会的状況の調査範囲における就業者数（15 歳以上）は、鹿沼市、日光市ともに第三次産業の就業者の占める割合が最も高く、鹿沼市で約 55%、日光市で約 65%となっています。産業別にみると、鹿沼市、日光市ともに製造業への就業者数の占める割合が最も高くなっています。



資料1) 「全国都道府県市区町村別人口及び世帯数 国勢調査 (総務庁統計局 平成17年)」をもとに作成。



資料1) 「全国都道府県市区町村別人口及び世帯数 国勢調査 (総務庁統計局 平成17年)」をもとに作成。

図-3.3 年齢層別人口

### 3.2.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

社会的状況の調査範囲における土地利用の状況は、鹿沼市、日光市ともにその他（墓地、境内地、用水路、保安林、公衆用道路等）を除くと山林が最も広い面積を占めており、鹿沼市では山林が 24.8%、水田が 8.7%、日光市では山林が 19.8%、水田が 2.9%となっています。

#### (2) 土地利用計画

社会的状況の調査範囲においては、都市計画法(昭和 43 年 法律第 100 号)に基づき、鹿沼市、日光市の一部で市街化区域や工業地域等の各種用途地域が指定されています。

また、社会的状況の調査範囲は、国土利用計画法(昭和 49 年 法律第 92 号)に基づく栃木県の土地利用基本計画により、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域に指定されています。事業実施区域及びその周辺は、ほぼ全域が農業地域及び森林地域に指定されています。

### 3.2.3 河川、湖沼及び地下水の利用の状況

#### (1) 河川及び湖沼の利用

社会的状況の調査範囲における各河川は、上水道用水のほか、簡易水道用水、専用水道用水及び農業用水に利用されています。

#### (2) 地下水の利用

社会的状況の調査範囲では、日光市において、生活用、都市用、工業用、農業用等の井戸、鹿沼市において生活用、農業用等の井戸が利用されています。

### 3.2.4 交通の状況

社会的状況の調査範囲における主要な道路は、一般国道 119 号、一般国道 121 号、一般国道 122 号、一般国道 293 号等があります。鉄道路線は、JR 日光線、東武日光線が運行しています。また、バスは、関東自動車バス、東武バス、東武ダイヤルバス、日光交通、藤田合同バス、しおや交通、鹿沼市リーバス、日光市営バスが運行しています。

社会的状況の調査範囲における交通量の状況は、「全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省 平成 17 年)」によると、上久我都賀栃木線の鹿沼市上南摩では、平日 901 台/12 時間、休日 1,094 台/12 時間、日光市丹勢町では平日 11,277 台/12 時間、休日 14,392 台/12 時間となっています。

### 3.2.5 学校、病院等の状況

社会的状況の調査範囲において、環境保全についての配慮が特に必要な施設は、平成 20 年 3 月現在、保育所、学校等が 153 カ所、病院及び診療所が 210 カ所、社会福祉施設が 135 カ所あります。

### 3.2.6 下水道の整備の状況

社会的状況の調査範囲では、一部で公共下水道が整備されています。

また、農業集落排水事業については、鹿沼市で3カ所が実施されており、1カ所が将来計画区域とされていますが、日光市では実施されていません。

### 3.2.7 法令等の規制の状況

社会的状況の調査範囲における環境関係法令等による規制等の状況は、表-3.2に示すとおりです。

### 3.2.8 その他の事項

ダム堤体から半径50kmの範囲には、平成20年3月現在、8カ所の最終処分場、236カ所の中間処理施設及び4カ所の最終処分及び中間処理兼用施設が分布しています。

表-3.2 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (1/3)

法律等		南摩ダム、導水路及び取水・放流工周辺の区域	社会的状況の調査範囲
環境基本法に基づく環境基準	大気汚染	大気の汚染に係る環境基準 二酸化窒素に係る環境基準 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準	
	騒音	南摩ダム、導水路及び取水・放流工周辺の区域はC類型に指定されている。	鹿沼市及び日光市の全域がA類型、B類型及びC類型に指定されている。
	水質汚濁	人の健康の保護に関する環境基準  生活環境の保全に関する環境基準の水域類型は、南摩川水域が河川A類型に指定されている。	生活環境の保全に関する環境基準の水域類型は、大芦川水域、大谷川水域が河川AA類型に、永野川上流水域、思川上流水域等が河川A類型に、永野川下流水域、姿川水域等が河川B類型に、巴波川上流水域が河川C類型に、中善寺湖が湖沼AA類型に、湯の湖が湖沼A類型に指定されている。
	地下水の水質汚濁	地下水の水質汚濁に係る環境基準	
	土壌の汚染	土壌の汚染に係る環境基準	
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準	
大気汚染に係る規制	大気汚染防止法	いおう酸化物の排出規制において、鹿沼市(旧栗野地区を除く)はK値が8.0、それ以外の地域はK値が17.5とされている。 ばいじん及び有害物質については、全国一律の排出基準が定められている。 第5条第2項に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域及び第15条第2項に基づく燃料使用基準に係る指定地域に指定されていない。 第4条第1項の規定に基づき大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例により上乗せ排出基準が定められている。	
	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第6条第1項の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法令で定める区域には指定されていない。	
	栃木県生活環境の保全等に関する条例	大気汚染防止法の規制対象施設以外の施設に対して、いおう酸化物、ばいじん等のばい煙や一般粉じんの排出基準が定められている。	
騒音に係る規制	騒音規制法	・特定工場等において発生する騒音の規制基準 騒音規制法第3条第1項の規定により指定されている地域はない。	・特定工場等において発生する騒音の規制基準 鹿沼市、日光市の一部が第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域に指定されている。
		・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定により指定されている地域はない。	・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 鹿沼市、日光市の一部が第1号区域及び第2号区域に指定されている。
	栃木県生活環境の保全等に関する条例	・自動車騒音の要請限度 騒音規制法第17条第1項の規定により指定されている地域はない。	・自動車騒音の要請限度 鹿沼市、日光市の一部がa区域、b区域及びc区域に指定されている。
振動に係る規制	振動規制法	・特定工場等において発生する振動に係る規制基準 振動規制法第3条第1項の規定により指定されている地域はない。	・特定工場等において発生する振動に係る規制基準 鹿沼市、日光市の一部が第1種区域及び第2種区域に指定されている。
		・特定建設作業に伴う振動の規制基準 振動規制法施行規則の規定により指定されている地域はない。	・特定建設作業に伴う振動の規制基準 鹿沼市、日光市の一部が第1号区域及び第2号区域に指定されている。
	栃木県生活環境の保全等に関する条例	・道路交通振動の要請限度 振動規制法第16条第1項の規定により指定されている地域はない。	・道路交通振動の要請限度 鹿沼市、日光市の一部が第1種区域及び第2種区域に指定されている。
栃木県生活環境の保全等に関する条例		振動規制法で規制されている地域以外における工場・事業場及び特定建設作業から発生する振動について規制を行っている。	

表-3.2 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (2/3)

法律等		南摩ダム、導水路及び取水・放流工周辺の区域	社会的状況の調査範囲
悪臭に係る規制	悪臭防止法	・工場その他の事業場から排出される特定悪臭物質濃度の規制基準 悪臭防止法第3条の規定により指定されている地域はない。	・工場その他の事業場から排出される特定悪臭物質濃度の規制基準 鹿沼市、日光市の一部がA区域及びB区域に指定されている。
	水質汚濁防止法	排水基準（有害物質による排出水の汚染状態） 排水基準（その他の排出水の汚染状態）	
	水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 栃木県生活環境の保全等に関する条例	思川等の公共用水域には、条例による上乗せ排水基準が適用される。 水質汚濁防止法の特定施設以外で汚水を排出するおそれのある施設について、排水基準が定められている。	
ダイオキシン類に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められている。	
土壌の汚染に係る規制	土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染区域に指定されている区域はない。	
	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	埋立て等について、使用する土砂等の汚染状態についての土砂基準及び埋立て土砂等の浸透水の汚濁状態について水質基準を設定し、基準に適合しない土砂等による埋立てを全面的に禁止している。 特定事業については知事の許可が必要であるが、国が事業を行う時は、許可を必要としない。	
環境基本法に基づく公害防止計画		公害防止計画の策定を指示された地域はない。	
栃木県環境基本条例		環境の保全に関する基本的な施策が定められている。 同条例第10条に基づき、環境保全への取り組みを実施する際の指針が「栃木県環境基本計画」として策定されている。	
自然公園法		自然公園法に基づく国立公園は存在しない。	日光市の一部が日光国立公園及び尾瀬国立公園に指定されている。
栃木県県立自然公園条例		栃木県県立自然公園条例に基づく県立自然公園は存在しない。	鹿沼市内の一部が前日光県立自然公園に指定されている。
自然環境保全法		自然環境保全地域等に指定されていない。	
栃木県自然環境保全条例		栃木県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は存在しない。	日光市の一部が袈裟丸山県自然環境保全地域、湯西川県自然環境保全地域、弁天沼県自然環境保全地域に、鹿沼市の一部が与洲県自然環境保全地域、尾山県自然環境保全地域、栗野町緑地環境保全地域、医王寺緑地環境保全地域に指定されている。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はない。	
都市緑地法		緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されている区域はない。	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		生息地等保護区等に指定されていない。	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約		特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく重要な湿地は存在しない。	国際的に重要な湿地に奥日光の湿地が指定されている。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		鳥獣保護区が1カ所指定されている	鳥獣保護区が18カ所、狩猟鳥獣捕獲禁止区域が4カ所、鳥獣保護区徳特別保護区が8カ所指定されている。
天然記念物	文化財保護法	所在地が県内全域であるカモシカ、ミヤコタナゴが、特別天然記念物、天然記念物に指定されている。	日光市の日光杉並木街道 附並木寄進碑が特別史跡・特別天然記念物に、コシンソウ自生地とカモシカが特別天然記念物に、金剛桜、湯沢噴泉塔、ミヤコタナゴが天然記念物に指定されている。
	栃木県文化財保護条例	加蘇山の千本かつらが天然記念物に指定されている。	鹿沼市の成就院のしだれあかしでを始め、9件が天然記念物に指定されている。
	市町村文化財保護条例	市町村文化財条例で指定されているものはない。	鹿沼市の磯山神社のスギを始め、48件が市町の天然記念物に指定されている。

表-3.2 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (3/3)

法律等		南摩ダム、導水路及び取水・放流工周辺の区域	社会的状況の調査範囲
都市計画法		都市計画法に基づく風致地区は存在しない。	日光市の一部が風致地区に指定されている。
その他の法律による区域等の指定	森林法	周辺の一部が土砂流出・土砂崩壊防備保安林に指定されている。	鹿沼市で 15,742ha、日光市で 29,703ha が水源かん養、土砂流出・土砂崩壊防備、保健保安林などの保安林に指定されている。
	砂防法	一部が砂防指定地に指定されている。	鹿沼市、日光市の一部が砂防指定地に指定されている。
	鉱業法	南摩川の一部が試掘鉱区に指定されている。	日光山内地域(日光市、2,599ha)、奥日光(日光市、13,531ha)など日光市で合計 11 カ所が鉱区禁止地域に指定されている。また鹿沼市で試掘鉱区が 9 カ所設定されている。
	温泉法	温泉地に指定されていない。	日光市の湯元温泉が国民保養温泉地に指定されているほか、21 カ所が温泉地に指定されている。
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。	鹿沼市、日光市の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。
	地すべり等防止法	地すべり防止区域に指定されていない。	
	景観法	日光市全域が景観計画区域に指定されている。	